

千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日障発0421001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）において規定する研修のうち、相談支援従事者現任研修を実施する事業者の指定について、国実施要綱に基づき必要な事項を定める。

第2 指定の要件

千葉県知事（以下「知事」という。）は、研修を実施する事業者として指定を受けようとして申請する者（以下「指定申請者」という。）が、次の1から4の要件を満たすと認められる場合に、当該研修に係る指定研修事業者として指定するものとする。

1 事業実施者に関する要件

(1) 研修事業の実施者は、次のいずれかに該当する法人であること。

ア 県内市町村

イ 現に県内で活動する福祉に係る職能団体

ウ 現に県内で障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス（ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。）又は相談支援を行う事業、若しくは児童福祉法に基づき障害児入所施設又は児童発達支援センター、若しくは障害児通所支援又は障害児相談支援を行う事業を経営する団体

エ 前号に規定する者を主な会員とする県内事業者団体

(2) 事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

(3) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(4) 講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

(5) 法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
- （ア） 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- （イ） 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が、千葉県相談支援従事者研修実施要綱（令和5年3月13日付け障事第2013号。以下「県実施要綱」という。）に定める相談支援従事者現任研修についてその内容に従ったものであること。
- (2) 研修カリキュラムが、県実施要綱別表1及び別表2に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

3 研修受講者に関する要件

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした実施要領等を定め、公開すること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名

キ 研修修了の認定方法

ク 開講時期

ケ 受講資格

コ 受講手続（募集要領等）

サ 受講料等

(2) 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

4 その他の要件

(1) 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

(2) 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

第3 指定の有効期間

知事による指定は、県実施要綱第4に規定する指定研修事業の実施期間に限り、その効力を有する。

第4 指定の申請

- 1 指定申請者は、「千葉県相談支援従事者研修事業者指定申請書」（様式第1号）を知事に提出しなければならない。
- 2 指定申請者は、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添付するものとする。
- 3 指定申請者は、前2項の申請書等を、別に知事が定める期間内に提出しなければならない。

第5 指定の決定

- 1 知事は、第4により指定申請者から申請があったときは、その指定の可否を審査する。
- 2 知事は、前項の審査を行うため、必要に応じて事業者及び関係者に対して照会を行い、報告を求め、実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、指定申請者に対し、指定研修事業者として指定するときは、「千葉県相談支援従事者研修事業者指定通知書」（様式第2号）により通知し、指定をしない旨の決定をするときは、理由を付してその旨を通知するものとする。

第6 事業実績の報告

指定研修事業者は「千葉県相談支援従事者研修事業実績報告書」（様式第3号）に、事業内容等を確認できる書類を添付して、研修事業の終了後、15日以内に知事に提出するものとする。

第7 再指定の申請

指定研修事業者は、指定を受けた研修事業（以下「指定研修事業」という。）の次年度に同じ研修の指定研修事業者として指定を受けようとする場合には、当初指定の申請において提出した「千葉県相談支援従事者研修事業者指定申請書」（様式第1号）に添付した資料の内容に変更がないものについて、5年間に限り当該資料の提出を省略することができる。

第8 事業変更の届出

- 1 指定研修事業者は、指定研修事業の内容等を変更する場合には、「千葉県相談支援従事者研修事業変更届」（様式第4号）により、変更の10日前までに知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の届出の内容が適当でないと判断した場合は、指定研修事業者に対し必要な指示を行うことができる。

第9 研修事業の廃止

指定研修事業者は、指定研修事業を廃止しようとする場合は、受講者を募集するまでの間に知事に対し、「千葉県相談支援従事者研修事業廃止届」（様式第5号）により、届け出なければならない。

第10 事業実施内容の調査等

- 1 知事は、必要に応じ指定研修事業の実施内容について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 2 知事は、指定研修事業の実施内容が適当でないと認めるときは、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

第 11 指定の取消

知事は、指定研修事業者が次の事項のいずれかに該当すると認められる場合には、指定を取消することができる。

- 1 本要綱第 2 に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- 2 指定研修事業の運営に関して不正な行為があったとき。
- 3 本要綱第 8 の 2 及び第 10 の 2 の指示に従わないとき。
- 4 その他指定研修事業者として不適切と判断されるとき。

第 12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項に関しては別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 13 日から施行する。

様式第 1 号

千葉県相談支援従事者研修事業者指定申請書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代表者職氏名

下記の研修事業について、研修事業者として指定を受けたいので、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第 4 の規定により、関係書類を添付の上、申請します。

記

1 事 業 者

(1) 所 在 地

(2) 名 称

(3) 代表者職氏名

2 研 修 の 名 称

3 研修の実施場所

4 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 研修の(合計)定員 名

6 事業実施責任者

(1) 氏 名

(2) 電話番号

(3) メールアドレス

7 添付書類(裏面)

(裏面)

7 添付書類

- (1) 申請者の定款又は寄附行為等(要原本証明)
- (2) 申請者の組織及び事業の概要(最近の研修の実績等)を記載した書面(任意様式)
- (3) 直近の財務諸表(法令で作成が義務付けられているもの。要原本証明)
- (4) 申請者の登記事項証明書
- (5) 実施要領等(本要綱第2の3(1)の規定により作成すること)
- (6) 研修カリキュラム(県実施要綱別表を参照して作成すること)
- (7) 研修事業体制一覧表(別紙1-1)
- (8) 業務従事承諾書(別紙1-2)及び研修修了証書の写し(要原本証明)
- (9) 研修会場の平面図
- (10) 研修教材等
- (11) 事業収支予算書(受講料の算定根拠が明確となるよう作成すること)
- (12) 誓約書(別紙1-3)
- (13) 役員等名簿(別紙1-4)
- (14) その他知事が必要と認める書類等

別紙 1 - 1

研修事業体制一覽表

[illegible]

業 務 従 事 承 諾 書

年 月 日

(指定申請者) 様

所属団体所在地

所属団体名称

代表者職氏名



当団体は、貴団体が指定申請を行う研修事業において、下記のとおり所属職員が業務に従事することを承諾します。

記

- 1 業務種別(担当科目)
- 2 職員氏名(ふりがな)
- 3 生年月日(和暦)
- 4 所属事業所(職名)
- 5 適用要件(研修修了年度)
- 6 参考事項(資格等)

注意事項

- 本書は、指定申請者に所属する職員については不要(研修事業体制一覧表には記載すること)。
- 業務種別は、県実施要綱に規定する事業実施責任者、コアメンバー、講師及びファシリテーターから選択すること。
- 担当科目は、研修カリキュラムと整合させること。
- 適用要件は、国指導者養成研修修了、相談支援従事者主任研修修了、相談支援従事者現任研修修了及び県研修に従事から選択すること。

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

当法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第2の1(5)のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、研修事業者の指定申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、研修事業者の指定を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

役 員 等 名 簿

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における当法人の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名）

㊞

※役員等名簿には、法人の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
ただし、当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件研修事業の申請に関する権限又は研修事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

様式第2号

千葉県相談支援従事者研修事業者指定通知書

千葉県障事指令第 号

所在地

名 称

代表者職氏名

年 月 日付けで申請のあった相談支援従事者研修事業者の指定については、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第5の3の規定により、下記のとおり指定することとしたので通知します。

年 月 日

千葉県知事



記

1 事 業 者

(1) 所 在 地

(2) 名 称

(3) 代表者職氏名

2 研 修 の 名 称

3 研修の実施場所

4 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 研修の(合計)定員 名

6 事業実施責任者

※ 事業の実施に当たっては、千葉県相談支援従事者研修事業実施要綱、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱及びこれらに関連する規定を遵守すること。

なお、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第11に該当するときは、指定を取り消すことができる。

様式第3号

千葉県相談支援従事者研修事業実績報告書

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県障害指令第 号による指定を受けて実施した研修事業が終了したので、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第6の規定により報告します。

記

1 研修の名称

2 研修の実施場所

3 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 受講者数及び修了者数

(1) 受講者数 名

(2) 修了者数 名

5 添付書類

(1) 事業実施状況一覧表(別紙2)

(2) 研修カリキュラム

(3) 研修教材等

(4) 研修修了者名簿

(5) 受講出席簿

(6) 収支決算書

(7) その他知事が必要と認める書類等

別紙 2

事業実施状況一覧表

研修の名称	実施場所	実施日 (和暦)	受講者数	修了者数	講師の氏名	ファシリテーターの 氏名	その他特記事項
計							

第4号様式

千葉県相談支援従事者研修事業変更届

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県障害指令第 号により指定研修事業者の指定を受けた事業について、下記のとおり変更したいので、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第8の1の規定により届け出ます。

記

- 1 研修の名称
- 2 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更理由
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 添付書類

様式第1号の添付書類のうち、変更内容に関係があるもの

様式第 5 号

千葉県相談支援従事者研修事業廃止届

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

年 月 日付け千葉県障害指令第 号により指定研修事業者の指定を受けた事業について、下記のとおり廃止したいので、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱第 9 の規定により届け出ます。

記

- 1 研修の名称
- 2 廃止年月日 年 月 日
- 3 廃止の理由
- 4 その他関連事項